

別紙2

<p>①</p>	<p>千葉港葛南中央地区岸壁等補修対策検討業務</p>
<p>随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由</p>	<p>本業務は、千葉港葛南中央地区岸壁(-10m)の補修対策の検討、葛南中央地区付帯施設の施工検討を行うものである。</p> <p>葛南中央地区岸壁(-10m)については、上部工やエプロンにひび割れが発生するなど老朽化が進行している。施設の補修にあたっては供用中の岸壁であることから、岸壁の利用条件、施工条件及び経済性に配慮した検討が必要となる。</p> <p>このため、業務の実施に当たっては岸壁の現況や利用条件を熟知し、必要な性能や施工上の制約及び経済性等を考慮して検討を行う必要がある。よって、当該施設の知見や施工性及び経済性等に配慮した補修方法に関する経験を踏まえた技術提案を受ける事により、優れた成果を期待できるものと考え、簡易公募型プロポーザル方式に よって技術提案を求め、優れた提案を行った「(株)オリエンタルコンサルタンツ」を特定した。</p> <p>したがって、(株)オリエンタルコンサルタンツが本業務を円滑かつ適切に実施できると判断される。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項により、(株)オリエンタルコンサルタンツと随意契約するものである。</p>

